

# 英国会計・税務ニュースレター

今回のテーマ: 英国移転価格税制に係る新たなガイドラインの公表

#### はじめに

英国歳入関税庁(HMRC)は 2024 年 9 月、移転価格税制の適用におけるコンプライアンスに関する税務当局としての期待値をより明確かつ透明性のあるものにするため、「移転価格コンプライアンスガイドライン(GfC7)」を公表しました。本稿ではこのガイドラインの内容を概説するとともに、重要なポイントをまとめます。

なお本記事は、Grant Thornton UK LLP が作成したものを、弊社で翻訳・加筆・要約したものになります。英文記事の詳細は、<u>Transfer pricing: new HMRC guidelines for compliance | Grant Thornton</u>をご参照下さい。

## 適用対象企業

新しい<u>移転価格コンプライアンスガイドライン</u>は 2024 年 9 月 10 日に発行され、英国で事業を展開する企業、または英国に拠点を持つ企業に適用されます。英国の関連事業体との取引を含め、英国の移転価格税制の対象となる当事者間の取引が対象となり、これには以下が含まれます。

- マスターファイルおよびローカルファイルの文書化要件が適用される最大規模の企業
- マスターファイルおよびローカルファイルの文書化要件が免除される可能性がある企業でも、 独立企業間価格による申告書を提出し、それを裏付ける必要がある(大企業および特定の中規 模企業)
- 移転価格税制の適用範囲に初めて該当する企業

### ガイドラインの概要

本ガイドラインでは、納税者または第三者によって行われる移転価格関連業務の適切な範囲設定の 重要性について説明しており、移転価格方針の策定、文書化等に費やされる労力とリソースを罰則の 軽減に結びつけることを推奨しています。

GfC7では、移転価格の文書化と証跡に関する主なリスク領域についても説明しています。また、HMRCがリスクの高いアプローチの一般的な指標を示すものと考えている、以下の7つの移転価格方針設計領域についても強調しています。

- フランチャイズ料
- 無形資産
- 市場価格を上回るグループ内サービス
- ターゲット・マージン・モデル
- サービスに対するコストベースの報酬
- サービスに対する売上ベースの報酬
- 方針策定方法における一般的なリスク

GfC7の最も重要な点は、企業が移転価格方針の設計と検証に積極的に関与すべきであり、その責任を税務チームだけに任せるべきではないということです。企業が積極的に関与していないことが証明された場合、ペナルティが課される可能性が高くなります。



## ガイドラインの構成

新しいガイドラインは3つのパートに分かれており、さらに追加の付録も設けられています。それ ぞれのパートが異なる対象者を想定しています。

パート1は、英国のリスク管理担当者および関連グループ機能が、効果的な英国移転価格コンプラ イアンス・プロセスの確立と実証を行うことを目的としています。これらの「リスク管理担当者」に は、英国の税務コンプライアンスマネージャー、財務ディレクター、財務コントローラー、環境・社 会・ガバナンス(ESG)責任者、上級会計責任者(SAO)などが含まれる可能性があります。

パート2および3は、ベストプラクティスの方針と文書化アプローチにおける「移転価格専門家」 に関連しています。これらの専門家には、移転価格コンプライアンスの経験を有する個人も含まれま す。このガイドラインは、社内の税務専門家と社外の移転価格専門家の両方に適用されます。

付録 A では、参考となる記録や情報の例を挙げています。

## ガイドライン理解のための 10 の要点

- 1. HMRC は、移転価格方針の策定を税務チームの責任のみと考えるべきではないと強調していま す。経営陣も積極的に関心を持ち、各部署が連携して方針が策定され、経営陣によって検証され るべきです。
- 2. GfC7 は、企業の積極的関与が証明されない場合には、ペナルティが適用されるリスクが高くな ることについて頻繁に言及しています。このことも、移転価格税制に関連するペナルティを適用 しようとする傾向が、近い将来に弱まることはないであろうことを示唆しています。
- 3. このガイドラインでは、企業または第三者によって実施される移転価格関連業務を適切に範囲設 定することの重要性について論じ、方針の策定、文書化、実施に投入される労力とリソースをペ ナルティの軽減に結びつけることを述べています。
- 4. HMRCは、業務の実態とかけ離れた契約や法的取り決めに過度に依存することは、移転価格設定 の誤りのリスクが高いことを示唆しています。例えば、目標利益率に係るポリシーが適切である 場合もあると認められていますが、商業活動が契約で文書化された内容に沿っていることを明確 に示す証拠によって裏付けられる必要があると警告しています。
- 5. サービス取引については、原価ベースの分析に重点を置いて詳細に検討されており、低付加価値 サービスと高付加価値サービスを区別することが求められています。
- 6. 単一料金での取引のバンドリングおよび価格設定は納税者にとっては実用的であるかもしれませ んが、HMRCはこれらの取り決めは構成要素毎に分解すると独立企業間価格を反映していない場 合が多いと警告しています。
- 7. 英国外で文書を集中管理する場合は、英国の事業体が機能・リスク分析を裏付ける事実を再検討 し、英国の事業体に対する事実および分析との関連性を確認した証跡を残す必要があります。
- このローカライゼーションのテーマは、比較可能性分析が検討される際に継続されます。HMRC は、英国固有の比較可能性要因が分析に反映されることを期待しており、少なくとも3年ごとに 分析を更新必要があります。
- 9. 他国とは異なり、英国では差異調整は必須ではありませんが、GfC7では分析を洗練させ、 HMRC の異議申し立てのリスクを軽減するために、差異調整の適用についてより深く検討すべき である(その検討内容を証明することを含む)と強調しています。
- 10. 金融取引については GfC7 では一部言及されているに過ぎませんが、今後、HMRC はコンプライ アンスに関するガイドラインをさらに発展させ、これらの取引をより詳細にカバーする可能性も あります。

以上